

令和 2 年 3 月 4 日開会

令和 2 年 3 月 1 8 日閉会

令和 2 年

第 1 回定例会会議録  
(第 1 日目)

小豆島町議会

# 令和 2 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 20 号

令和 2 年第 1 回小豆島町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 26 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 3 月 4 日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和 2 年 3 月 4 日（水曜日）午前 9 時 30 分

閉 会 令和 2 年 3 月 18 日（金曜日）午後 2 時 54 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	3月4日	3月17日	3月18日
1	藤本 傳夫	○	○	○
2	三木 卓	○	○	○
3	大下 淳	○	○	○
4	森 弘章	○	○	○
5	藤井 孝博	○	○	○
6	中松 和彦	○	○	○
7	大川 新也	○	○	○
8	柴田 初子	○	○	○
9	森 崇	○	○	○
10	森口 久士	○	○	○
11	安井 信之	○	○	○
12	鍋谷 真由美	○	○	○
13	浜口 勇	○	○	○
14	谷 康男	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日
町 長	松 本 篤	○	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○	○	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○	○	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ く り 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○	○	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○	○	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○	○	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	山 本 重 敏	○	○	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○	○	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○	○	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 久 利 佳 秀  
書 記 立 住 貴 彦

議事日程

別紙のとおり

令和2年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年3月4日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について  
(議員提出)
- 第5 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正について  
(議員提出)
- 第6 議案第1号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第2号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第8 議案第3号 小豆島町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第9 議案第4号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第10 議案第5号 小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第6号 小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第12 議案第7号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第13 議案第8号 小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第14 議案第9号 小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第15 議案第10号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第16 議案第11号 小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)

- 第 17 議案第 12 号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について (町長提出)
- 第 18 議案第 13 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第 19 議案第 14 号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算 (第 6 号) (町長提出)
- 第 20 議案第 15 号 令和 2 年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)
- 第 21 議案第 16 号 令和 2 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 22 議案第 17 号 令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 23 議案第 18 号 令和 2 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 24 議案第 19 号 令和 2 年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 25 議案第 20 号 令和 2 年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)
- 第 26 議案第 21 号 令和 2 年度小豆島町介護保険施設事業会計予算 (町長提出)
- 第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について (町長提出)
- 第 29 請願第 1 号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願

令和2年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月17日（火）午前9時30分開議

第1 一般質問 10名

令和2年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月18日（水）午後1時 開議

- 第1 議案第7号、議案第9号、議案第15号及び請願第1号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第16号～21号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第7号、議案第9号、議案第15号～21号及び請願第1号に対する討論及び採決
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について  
（草壁地区改良住宅外壁改修等工事（E工区）に係る工事請負契約の変更について）（町長提出）
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について  
（小豆島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）（町長提出）
- 第6 議案第22号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 造成工事に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第7 議案第23号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約の変更について（町長提出）
- 第8 議案第24号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）（町長提出）
- 第9 議案第25号 令和元年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第10 議案第26号 令和元年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（町長提出）
- 第11 議案第27号 令和元年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員会委員長提出）



開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

令和2年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように令和2年度における町行政の基本であります町長の施政方針を初め、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがいまして、会期も相当の日数を予定しておりますので、体調管理に努め、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月26日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会第71回定期総会におきまして、自治功労者表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（久利佳秀君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、森口久士殿。

○議長（谷 康男君）

表彰状

香川県小豆島町議員 森口久士殿

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日

全国町村議会議長会会長 松尾文則

（拍手）

○議会事務局長（久利佳秀君） おめでとうございました。以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（谷 康男君） なお、他の町村議会の模範となる議会として小豆島町議会が全国

表彰を受賞しましたので、あわせてご報告いたします。

それでは、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

現在、全国的に感染拡大のおそれがある新型コロナウイルス対策につきましては、先般の国からの基本方針を受け、本町においても対策本部を設置し、今後おおむね2週間程度は多人数が参加する町主催の集会やイベント等は中止または延期とする等の基本方針を策定した上、全職員に対して迅速かつ適切な対応を図るよう指示したところでございます。

さて、本定例会では一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた7件の当初予算案のほか、補正予算の審議1件、人事案件1件、条例案件10件、その他案件4件を本日ご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の令和2年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時33分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、12月11日以降2月25日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの例月出納検査結果報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番藤本傳夫議員、2番三木卓議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本日から3月19日までの16日間とし、本会議第2日以降の日程につきましては3月11日開催予定の議会運営委員会で改めてお諮りしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月19日までの16日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 町長施政方針

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から令和2年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（松本 篤君） 令和2年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、令和2年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（谷 康男君） ただいま町長から令和2年度の施政に関する所信が述べられました。これに対する質問は一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開は10時30分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時30分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 日程第4 発議第1号 小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 日程第4、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。10番森口久士議員。

○10番（森口久士君） 議会関係審議案件集の8ページをお開きください。

発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり提出する。令和2年3月4日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員森口久士。賛成者、小豆島町議会議員中松和彦、同安井信之。

提案理由としましては、小豆島町行政組織条例が令和2年5月1日に施行されることに

に伴い、各常任委員会の所管を改正する必要があるためです。

新旧対照表の右側の改正前にありますように、第2条第1項第1号の「及び建設課」を左側の改正後の「建設課及び住まい政策課」に、同様に、同項第2号の「住民課」を「住民生活課」に改め、介護サービス課、環境衛生課、人権対策課を削除しようとするものでございます。

附則として、令和2年5月1日からの施行とするものです。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 発議第2号 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正について

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、発議第2号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。10番森口議員。

○10番（森口久士君） 議会関係審議案件集の10ページをお開きください。

発議第2号地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正について。

会議規則第13条の規定により、下記のとおり提出する。令和2年3月4日提出。小豆島町議会議長谷康男殿。提出者、小豆島町議会議員森口久士。賛成者、小豆島町議会議員中松和彦、同安井信之。

提案理由といたしましては、社会経済情勢の変化に鑑みて、損害賠償の額の決定及びその和解について町長の専決処分指定事項とする金額を100万円以下に改正しようとするも

のです。あわせて、損害賠償の金額が賠償責任保険等の損害保険金の範囲内である場合に  
あっても、町費の支出が伴わないことから同様とするものです。

第1項は、文言の整備であります。新旧対照表の右側の改正前にありますように、「契  
約の10%以内」を左側の改正後「に関し、契約金額の10分の1以内」に改め、専決処分  
の対象となる事項を明確にするものです。

次に、第2項は、提案理由で申し上げましたとおり、改正前の「交通事故に伴う和解及  
び1件20万円以下の損害賠償の額を定めること。」を改正後の「法律上その義務に属する  
損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定及びその和解に関すること。ただ  
し、損害賠償の金額が100万円を超える場合であっても、賠償責任保険等付加してある損  
害保険金等の範囲内にあるときも同様とする。」に改めるものでございます。

附則として、公布の日から施行するものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号地方自治法第180条第  
1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正については原案のとおり可決さ  
れました。

~~~~~

日程第6 議案第1号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第1号教育委員の任命につき同意を求め  
ることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについて  
提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、中川剛臣氏は令和2年5月11日をもって任期満了とな  
りますが、同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも、教育委員として適任者で

あり、引き続き教育委員に任命したいと考えております。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） 上程議案集の1ページをお願いいたします。

議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについてをご説明させていただきます。

現教育委員会委員、中川剛臣氏が令和2年5月11日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定により、中川剛臣氏を引き続き任命したいので、第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、小豆島町西村甲1788番地7でございます。氏名、中川剛臣、生年月日、昭和52年5月4日、42歳でございます。

1枚めくって2ページをお願いいたします。

中川氏の略歴でございますが、平成8年10月に日本大学文理学部を中退後、平成11年1月に有限会社中川サービスに入社されました。その後、平成28年5月から現在まで4年間、小豆島町教育委員に任命されました。なお、今回の任期は令和2年5月12日から令和6年5月11日までの4年間となっております。以上で説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 中川剛臣氏は、教育行政の法律の第5条、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない、この項目に該当する教育委員として考えていければいいのかどうか、再確認を。

○議長（谷 康男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 貞二君） おっしゃるとおりでございます。上程議案集の2ページにあります第4条第5項にありますように、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう）何がしと書いてますように、こちらにある保護者である者が含まれないに該当すると考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

~~~~~

日程第7 議案第2号 小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員  
の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
について

日程第8 議案第3号 小豆島町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第4号 小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第2号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第4号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第2号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

また、議案第3号小豆島町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例、議案第4号の小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同様の理由により所要の改正を行うものでござ

います。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第7、議案第2号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第2号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の3ページをお願いいたします。

本条例につきましては、令和元年8月の人事院勧告、10月の香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡を考慮し、小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の2つの条例について改正を行うものでございます。

第1条、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正、第1の表中、第4条で規定する給与表の改定を行っております。給与表については4ページの別表第1以降、12ページの上段までになります。月額200円から2千円の間で若年層に重点を置いた引き上げ改正を行っております。

次に、3ページに戻っていただきまして、一番下から4ページにかけての第21条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の12月分の勤勉手当の額を0.05月分引き上げる改正でございます。

次に、またページが飛びますが、12ページの第2の表での改正につきましては、再任用以外の職員の令和2年度からの勤勉手当の支給額について、6月支給分と12月支給分を同額にするための改正でございます。

次に、12ページ下段からの第2条、小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましても、職員の給与と同様に、第4条で規定する給与表の改定をしております。給与表は下の別表第1になります。引き上げ幅におきましても、職員の給与と同様に、月額200円から2千円の間で若年層に重点を置いた改正を行っております。

なお、施行日につきましては、第1条第1の表は公布の日から施行し、適用は平成31年4月1日となります。また、第1条第2の表及び第2条については令和2年4月1日から



の施行となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号小豆島町職員の給与に関する条例及び小豆島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第3号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の17ページをお願いいたします。

特別職の期末手当の支給率につきましては、一般職の改定があった場合にこれにあわせて行っておりますので、一般職と同じく0.05月分を引き上げるとともに、令和2年度以降の6月支給分と12月支給分を同額とするための改正もあわせて行うものでございます。

第1の表、第4条で期末手当の月数を規定する町の一般職の期末手当の条文第20号第2項の読みかえを100分の150から100分の155への改正を行い、0.05月分の引き上げを行っております。

次に、1ページめくっていただきまして、第2の表、第4条で一般職の期末手当の条文第20号第2項の読みかえを100分の155から100分の152.5への改正を再度行いまして、令和2年度以降の6月、12月支給分をともに100分の152.5に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行し、第1の表は令和元年12月1日より適用し、第2の表につきましては令和2年4月1日より施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 提案理由の中に、他の地方公共団体との均衡を考慮し、人事院勧告に基づきとありますが、人事院勧告というのは一般職員の給与、手当の引き上げについて勧告されているものだと思います。以前にお尋ねしたときに、これを特別職に当てはめて引き上げなければならないということはないというふうな答弁をいただいたと思うんですけども、今回、先ほど町長の施政方針にもあったように、集中改革プランなど行財政の改革とか費用のことを言われております中で、特別職の手当の引き上げをやらないということなどについての検討とかはされなかったのかお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） おっしゃるとおり、人事院勧告は職員のことについての勧告でございます。従来より、先ほどの議案の説明でも申しましたように、一般職に対しての人事院勧告が出たときにあわせてやらせていただいております。

おっしゃるように、一度というか、課内で据え置きというような話し合いもしたところでございますけども、当然、国会議員とか県会議員、その辺も同様に行っておりますので、本町におきましても特別職について同じように、議員さんは次の議案第4号で出てくるんですけども、ほかのところも同様に上げてますので、今回このような条例改正の提案をさせていただいております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほど質問でも言いましたように、人事院勧告というのは一般職員の給与の引き上げについて勧告されているものです。今、町民の暮らしも本当に大変な中で、特別職の方の報酬の引き上げについて町民の理解を得ることは難しいと考えますので、反対をいたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、議案第3号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の条例改正は、一般職の給与になされた人事院の勧告を参考にした改定であること、また他の地方公共団体の特別職に支給されている期末手当の支給率との均衡等を考慮した改定であることなどから、本条例改正案は適切かつ妥当な提案であると考えますので、私は議案第3号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第3号小豆島町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第4号小豆島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の19ページをお願いいたします。

第3号議案の特別職と同様に、議会議員の期末手当の支給率についても、一般職の改定があった場合にこれにあわせて行っておりますので、一般職、特別職と同じく0.05月分を引き上げるとともに、令和2年度以降の6月支給分と12月支給分を同額とするための改正も同様にあわせて行うものでございます。

第1の表、第5条で期末手当の月数を規定する町の一般職の期末手当の条文第20号第2項の読みかえを100分の150から100分の155への改正を行い、0.05月分の引き上げを行っております。

次に、一番下から次のページにかけての第2の表、第5条で一般職の期末手当の条文第20号第2項の読みかえを100分の155から100分の152.5への改正を再度行いまして、令和2年度以降の6月、12月支給分ともに100分の152.5に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行し、第1の表は令和元年12月1日より適用し、第2の表につきましては令和2年4月1日より施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほどと同じように、他の地方公共団体との均衡を考慮し、人事院勧告ということなんですが、他の地方公共団体、例えば県下の市町は全てこれに基

づいて引き上げをされているのでしょうか。例えば、土庄町とかはどうなんですか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 県下の9つの町ですけども、ご質問の土庄さんだけが恐らく上げないという情報が入ってます。以下のうちも含めて8町は、もう既に12月で上げておるところもございますし、ほかのところは今回3月で上げることになると思います。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第4号に反対の立場で討論を行います。

先ほども言いましたように、人事院勧告は一般職員の手当の引き上げについて勧告したものであり、また他の地方公共団体との均衡と言われましたけれども、お隣の土庄町では上げていないということもあります。今、町民は消費税が10%に引き上げられ、景気回復はされず、社会保障制度は後退し、賃金は減少し、年金も減額されるなど厳しさを増し、暮らしが大変なこの状況の中で、議員の報酬を引き上げるということに町民の理解は得られないと考えるからです。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。6番中松和彦議員。

○6番（中松和彦君） 私は、議案第4号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の条例改正は、議案第3号と同様の理由で適切かつ妥当な提案であると考えますので、私は議案第4号に賛成いたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第4号小豆島町議会議員の議員報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第5号小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第5号小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在香川県広域水道企業団に派遣している水道事業の職員は、令和2年4月1日に身分移管される予定でございましたが、実施の見送りが決定し、継続派遣となりますことから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第5号小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の21ページをお願いいたします。

小豆島町水道事業が平成30年4月1日をもって香川県水道企業団に承継される際に、水道事業の職員、これは一般的には水道課の職員と呼んでおりましたが、水道課の職員は、当初、総務課付職員として企業団に派遣しておりました。それが令和2年4月をめどに、早期に町の職員の派遣から水道企業団の職員へ身分移管をする予定であったために、当時水道事業関連条例の廃止にあわせまして、第2条の第1項に第7号として水道事業の事務局の職員10名としてあった規定も削除したのみで、本来の総務課付職員として第1号の町長部局の事務局の職員として10人を振りかえておりませんでした。しかしながら、水道企業団と職員組合との協議が調わず、令和2年4月1日以降も水道企業団への身分移管の予定が立たず、しばらくは総務課付職員として派遣が続くため、2年前に水道事業の事務局の職員として削除した10人を第1号の町長の事務部局の職員として再度計上するため、改正前の下線部、第1号、町長の事務部局の職員196人、ア、町長の事務部局の職員141人を改正後のとおりそれぞれ206人及び151人へ改正しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号小豆島町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第6号 小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第6号小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第6号小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同法において地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴う会計年度任用職員のサービスの宣誓について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 議案第6号小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の23ページをお願いします。

改正前の第2条にありますように、新たに職員となった者は地方公務員法に基づき書面によってサービスの宣誓を行う必要がありますが、本年4月1日より制度が施行される会計年度任用職員についても、地方公務員法で定める一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と新たに規定されたことから、小豆島町職員として同様の宣誓を行うことが必要となりました。

会計年度任用職員については、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定義はされているものの、その多くの職員が翌年度も引き続き任用されることが予想されますが、制度上は翌年度また新たに任用することとなるため、現行のままでは毎年宣誓書に署名をしなければならないので、改正後の第2項のとおり、任命権者が別段の定めをすることにより、会計年度任用職員のサービスの宣誓については採用時のサービスの宣誓をもって翌年度の任用時もサービスの宣誓を行ったこととみなせるよう、所要の改正を行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号小豆島町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第12、議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、税収の早期確保や自主納税意欲の向上を図ることを目的に昭和25年に創設された固定資産税の前納報奨金制度について、社会情勢の変化に伴い、制度導入時の目的を達成していることに加え、他税目との公平性確保の観点から本制度を廃止するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 議案集25ページをお開きください。

議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

町条例第70条第2項というのが固定資産税の前納報奨金制度の法的根拠であります。この条文を削り、なくそうとするのが今回の改正です。

この制度そのものは今の税制につながりますが、さきの大戦後の新たな税制度における税収の早期徴収確保と自主納税意識の向上を図る目的で創設されております。創設から半世紀以上経過し、社会情勢の変化した現在では、町財政の資金運用は戦後の逼迫した資金繰りからは期中は解放され、納税環境の変化から自主納税意識の向上、年4回期別に分けて納付することは多くの方が納税義務を認識していることをもって達成されていると思います。また、この制度の現在の適用が固定資産税のみであり、恩恵を受ける方は資産を持ちながら、なおかつ一括納入の可能な資金を持ってられる方など、税目間、納税者間に不公平感が生じる一面もあります。

一方、近年の低金利の状況におきましては、前納報奨金の料率は借入利率を大きく上回り、金融機関からの調達コストのほうがはるかに廉価であります。特にまた、この制度が長く続いたことにより、納税者の方々が負担軽減と誤って認識している点もあります。この制度は2、3、4期を早期完納していることに対する報奨であって、低金利の時代において報奨額が大きいため、税の軽減と誤解を生じており、早期納付の報奨としての過大であることの認識がないことに起因するものであります。

負担増になるとの抗弁もありますが、導入目的の達成、納税者間、税目間の公平性確保と現在の報奨金額費用を考慮するに、行財政改革の必要性を強く求める住民の方々の信頼を強く肝に銘じ、この前納報奨金制度の廃止を行いたく、本議案を提出させていただいております。

また、この1年を納税者の方々への周知期間と捉え、廃止時期は令和3年度から固定資産税に適用するものとして提案させていただきます。簡便な説明でございますが、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） これを廃止することによってどれだけの報奨金のお金が出てくる格好なんですか。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（川崎智文君） 令和元年度の報奨金額につきましては、584万2千円を報奨させていただいております。ですから、大体この金額が支出減となる予定になっておりま



す。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町税条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第8号 小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第8号小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第8号小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、防災・減災を目的に実施します急傾斜地崩壊対策事業を推進するため、当該事業にかかわる分担金の額について本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第8号小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の27ページをお開きください。

条例新旧対照表で改正点につきまして説明いたします。

小豆島町が行う急傾斜地崩壊防止対策事業におきまして、防災・減災対策を推進するため、分担金の額について所要の改正を行うものです。

条例の第3条、分担金の額でございます。当該事業費に100分の30を乗じた額であったものを100分の5を乗じた額に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

この町が行う急傾斜地崩壊防止対策事業の要件としましては、急傾斜地の傾斜度が30度以上、高低差が5メートル以上で、人家2戸以上に倒壊など著しい被害を及ぼすおそれのある急傾斜地であることが条件となります。これによりまして、事業費の50%が県費、45%が町費、残りの5%が地元分担金となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） この工事において、言うたら仮設道とかそういうような部分で、後々その部分が集落道というふうな形で残してくれというふうになった場合、仮設道自体の工事費なりはこの事業費に入ってくる、それともそれは別個にというふうな形に考えとんですか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 当然ながら工事を行う上で仮設道が必要であれば、工事費の中で仮設道を見るということになるかと思えます。ただ、仮設道でありますので、その後道を残してくれという要望があったとしても、それを町が管理していくということにつきましては検討をしなければならないし、何にもって要は管理をしていくのかっていうところの部分は、言われる方、要望がある方、地元とかそういった方との協議になってよいかと思います。いずれにしても、要は人家等を守るための施設、これを対策事業として工事をやりますので、その道自体が必要かどうかという判断になってくると思えます。仮設を残すべきものかどうかというのは非常に疑問が残るところではあるとは思いますが、ケース・バイ・ケースで相談をさせていただきたいなと思えます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほど場所の条件を言われたんですけども、具体的にそういう箇所が何カ所ぐらいあるのか。それと、たちまち工事が必要で計画しているところはあるのでしょうか。それと、新年度の予算で計画しているところとかはあるのでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） この対策事業自体が地元からの要望ということでやっている事業でございます。当然、分担金が要するという話なので、対象箇所の住民の方からの要望ということで、過去に相談はあったのはありました。30%という分担金の関係で、実際行ってないというところがございます。ちなみに、合併後に行った対策事業が4件です。4

件が合併後、その内訳を言いますと、平成18年、平成24年、それと平成27年と28年の4件行っております。30%という分担金が要するというのでこの数字になっていると思われまので、今後5%になったということで、住民の方が考えられる可能性が高くなってくるのかなと思います。それと、予算につきましては、令和2年度の予算計上は今のところしておりません。今の現在5%にしたことによって要望が上がってくるということを思っておりますので、要望が令和2年度にあれば補正で対応させてもらいたいなと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 今回5%になりましたけど、今までは30%、県、町はそれぞれどれだけの負担であったのか、そのパーセントを。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 県の補助率は50%で変わっておりません。ですので、地元分担金が30%ということで、町が20%ということでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。森崇議員。

○9番（森 崇君） 木庄の瑜伽山の急傾斜なんですけど、僕も知らなかったんですけど、30度になると確かに冬なんか石を転がすと下まで落ちます。ですから、望んでるところはいっぱいあると思うんですけど、要請があったからするということじゃなくて、急傾斜地と思われる下に2軒家があると思われるところぐらいは何カ所ぐらいあるんでしょうか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 箇所数の話だと思うんですが、土砂災害におけるハザードマップがございまして。手元に資料は持ってないんですが、ハザードマップでレッドゾーンにおける箇所数は把握をしておりますので、まずはレッドゾーンにおける箇所が対象になるかと思っております。ただし、レッドゾーン自体が2戸以上とかいう話で書いている部分ではないので、人家があるところについてのレッドゾーン、それが2戸以上とか要件を満たすかどうかというのはケース・バイ・ケースで考えていかなければならないのかなと思います。把握はできておる、ただそれを住民の方がこの事業を使ってやるかどうか、分担金が必要ですので、その部分は住民の方の考え方によると思われま。以上です。

○議長（谷 康男君） 森崇議員。

○9番（森 崇君） もう一つあるんですけど、いわゆる家が2軒あるいうのと、例えば1軒しかないけどこの1軒が地域の避難場所になってるところもあると思うんですけど、それはどう考えてますか。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 基本、この事業の線引きが人家2戸以上ということですので、1軒でかつそれが避難場所ということになりますと、その避難場所自体の定義の仕方っていか設定の仕方、これが問われる部分かなと思われま。1軒でできないのかってところがあるかと思いますが、一応この補助事業としての要件としてはもうそれが決まっておりますので、いろいろ相談は受けたいとは思いますが、この事業自体は2戸以上というのが基本になっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかにありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほどのパーセントですけど、他の市町はどういうふうな状況か、土庄町は実際どうなのか、そういうふうなことは。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 他市町のお話になりますが、私が県から聞き取りをしておる内容で言いますと、土庄町については、町が行う事業につきましては8.3%となっております。ただ、急傾斜事業で県が行う事業がございます。先ほど森議員が木庄地区の急傾斜事業、あれは県が行う事業でございます。先ほど森議員が木庄地区の急傾斜事業、あれは県が行う事業でございます。県が行う事業につきましては土庄町は5%の地元分担金をいただくいうふうになっております。小豆島町につきましては、地元分担金が県が行う事業につきましては要らない、ゼロということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号小豆島町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第9号 小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

て

○議長（谷 康男君） 次、日程第14、議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、道路の占用料に関して、道路法施行令に基づく規定を追加するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（唐橋幹隆君） 議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の29ページをお開きください。

条例新旧対照表で改正点につきまして説明いたします。

道路占用料につきましては、条例第2条別表で規定しており、その他のものとしておりました占用物件を道路法施行令第7条に定める工作物、物件または施設ごとに規定する改正を行うものでございます。

別表道路占用料でございます。右欄の金額は消費税抜きの表記としております。まず、道路法施行令第7条第1号に上げる物件として看板、次のページを開いていただきまして、標識、旗ざお、幕、アーチでございます。次に、同法第7条第2号の工作物とは、太陽光発電設備及び風力発電設備でございます。同法第7条第4号の工事用施設とは、工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設でございます。同法第7条第5号の工事用材料とは、土石、竹木、瓦、その他の工事用材料でございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第15、議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年10月からの消費税率10%の改定に合わせて、介護保険料の軽減を半年分としていましたが、令和2年度から全額軽減することになるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集32ページをお願いいたします。

先ほど町長から提案理由の説明がありましたが、今回の条例改正は消費税率の引き上げの影響が通年化する令和2年度におきまして、消費税の増税分を財源として公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うため、所要の改正を行うものでございます。

軽減の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2条第2項でございます。生活保護の受給者または住民税非課税世帯で、本人の年金等の収入が80万円以下の方について、保険料を年額2万5,920円から2万740円に軽減するものでございます。

同条第3項でございます。住民税非課税世帯で本人の年金等収入が80万円を超え、120万円以下の方について、年額3万8,880円から3万4,560円に軽減するものでございます。

続いて、第4項は、住民税非課税世帯で本人の年金等収入額が120万円を超える方について、保険料を年額5万120円から4万8,390円に軽減するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日について、政令の公布に合わせるた

め、規則に委任することとし、また経過措置といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は令和2年度分の保険料から適用することとし、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例とすることとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議案第11号 小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第16、議案第11号小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第11号小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項に準じて、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当事務長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第11号小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集35ページをお願いいたします。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたとおり、今回の条例改正は、先ほど可決いただきました地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正に準じて、議会の議決を要する損害賠償の金額について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第6条は、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき、議会の議決を要する事項を定めた条文でございます。今回、損害賠償の決定につき議会の議決を要する金額を改正前50万円以上から100万円を超えるものに改め、ただし書きにて、損害賠償の金額が100万円を超える場合であっても賠償責任保険等の損害保険金の範囲内にあるときはこの限りではないとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第12号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第17、議案第12号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第12号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。



本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、高松市と締結している瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するため、同法第252条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第12号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の36ページをお開き願います。

初めに、連携中枢都市圏の制度概要につきましては、昨年の3月議会定例会におきましてご説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

本町におきましては、平成28年2月に連携中枢都市である高松市と瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結し、瀬戸内国際芸術祭を初め、夜間の救急艇の運航や小学生のミュージカル鑑賞などを中心に連携事業を推進してきたところでございます。

今回の協約の変更につきましては、新旧対照表の改正後をご覧いただきたいのですが、第3条第1号圏域全体の経済成長の牽引にウの地域資源を活用した地域経済の裾野拡大を追加するものでございます。具体的には、地域資源のブランド化を進め、販路拡大等を通じて地域経済を活性化しようとするものであり、高松市との連携によりイベント等を開催し、地場産品を幅広くPRしていきたいと考えております。

さらに、昨年の地方税法の改正によりまして、ふるさと納税の返礼品の基準が新たに設けられ、連携中枢都市圏において市町共通の返礼品を設定することが可能となりました。本町でも地場産品の販路拡大に向けまして、連携中枢都市圏を生かした共通返礼品の創出が可能であるかを今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏につきましては、高松市と小豆島町のほか、土庄町、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、綾川町の3市5町で構成されております。今回の地域資源を活用した地域経済の裾野拡大の協約が締結されていない三木町、直島町につきましても、本連携協約の変更が議会に上程されておりますことを申し添えさせていただきます。以上、簡単ではございますが、議案第12号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。安井議員。

○11番（安井信之君） 地域の返礼品として小豆島のいろいろな商品がありますが、小豆島のものが使ってもらえるんやったら大いにあれやと思いますけど、これを一遍締結して、それで小豆島の製品が余り使われんようやったら脱退することは可能なんですか。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 安井議員ご質問の一旦決めた後にやめることができるかということですが、これは協議の中で十分可能でございます。実際に小豆島町がオリーブオイルを出すのか、そうめんを出すのか、醤油を出すのか、何を共通返礼品にするかは令和2年度以降しっかりと考えて、作戦を練って決めていきたいと考えております。仮にふるさと納税が、例えば高松市に、返礼品が共通になることによって流れるようなことがあればそれは小豆島町にとって果たしていいのかという議論もございますので、そのあたりはよくよく研究しながら考えていきたいと思っておりますが、まずは地場産品を生かしながら一緒にPRしましょうというのが今回の改正でございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第13号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第18、議案第13号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第13号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提

案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第13号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。上程議案集の38ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分しております。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、西村辺地において新たに計画を策定するとともに、池田、三都、苗羽、安田、草壁の5つの辺地において計画の変更をするものでございます。

それでは、辺地計画ごとにご説明を申し上げます。

ページを1枚めくっていただき、40ページをお開き願います。

西村辺地の計画策定でございます。

まず初めに、地域消防力強化事業についてご説明申し上げます。

ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の文言中にもありますように、消防力の充実強化、こちらを図っていくために、西村分団の可搬ポンプの更新を行います。ページ下の表にありますように、事業費は140万円を予定しており、事業費に対して辺地対策事業債を140万円全額活用するものでございます。

次に、その下の橋梁長寿命化事業についてですが、こちらの事業全体の内容につきましては、後ほど苗羽辺地の計画変更の中でご説明申し上げます。なお、西村辺地では、令和2年度事業実施予定の竹生東条川1号橋278万5千円と明神川3号橋411万9千円が計画の対象となっております。先ほども申し上げたとおり、本事業につきましては、西村辺地、苗羽辺地、安田辺地、草壁辺地を合わせ、令和元年度から令和3年度までを計画期間として苗羽辺地に一括して計上をいたしております。

続いて、ページを2枚めくっていただきまして、43ページの池田辺地の計画変更でございます。

今回の計画では、2、公共的施設の整備を必要とする事情の44ページに記載しております④町道宮の浦線改良事業、⑤ため池耐震化整備事業の2つの事業が事業費の増額、⑥製氷冷蔵冷凍施設整備事業、⑦消防車両整備事業が新規の事業追加でございます。

まず、④町道宮の浦線改良事業についてご説明申し上げます。

現在、池田小学校に隣接する形で県立の特別支援学校の整備が進められており、通学路等を確保するため、町道の改良工事を今年度から行っております。令和4年度に舗装工事等を実施することから、表の上から4行目に記載しておりますとおり、事業費を変更前1,852万円から2,348万円に約500万円増額し、あわせて特定財源としての県の補助金を648万2千円から今回821万8千円、町の負担分を1,203万8千円から1,526万2千円に増額し、一般財源に対して辺地対策事業債を320万円増額し、1,510万円にするものでございます。

次に、その下のため池耐震化整備事業についてご説明申し上げます。

近い将来発生が予想されております地震等の自然災害に備え、香川県において受益面積が2ヘクタール以上で貯水量10万トン未満のため池のうち、住民生活に影響が大きいため池につきまして、耐震性点検調査を実施いたしました。そして、その結果を受けまして、巽池、三五郎池、今坂池の耐震化整備事業を実施するものでございます。本池田辺地につきましては、令和元年度の巽池が事業対象となっております。3つの池を合わせた事業費747万5千円のうち、巽池につきましては195万円を予定いたしております。また、安田辺地の三五郎池につきましては同じく747万5千円のうち325万円、苗羽辺地の今坂池につきましては227万5千円が事業費ということになっております。表にあります特定財源115万円につきましては、1%の受益者の方の負担金となっております。一般財源632万5千円につきましては5.5%の町の負担でございます。町負担に対しまして、620万円の辺地対策事業債を活用するものでございます。

次に、その下の製氷冷蔵冷凍施設整備事業についてご説明申し上げます。

池田漁協では、日々新鮮な魚が水揚げされておりますけれども、池田漁協設置の製氷機、こちらの容量が小さいために氷の供給が追いつかないという支障を来しております。そこで、今回新たに製氷機を導入するものでございます。表には書いてないんですけども、池田漁協、こちらの負担が20%の24万2千円となっております。それから、特定財源として県からの補助金が48万4千円、町の負担分も同額の48万4千円ということで、一般

財源に対して辺地対策事業債を40万円活用し支援を行うことで、漁業の発展を図りたいと考えております。

次に、その下の消防車両整備事業についてご説明申し上げます。

防火水槽や消火栓などの水利施設を確保するとともに、消防車両などの消防設備を整備し防災体制の充実強化に取り組む必要があることから、消防車両を新たに更新しようというものでございます。池田地区の消防ポンプ車、こちらは購入から25年が経過いたしております。老朽化が著しいということでございます。事業費につきましては、表に記載のとおり、2,310万円を予定しており、その全額に対し辺地対策事業債を活用したいと考えております。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、47ページ、三都辺地の計画変更でございます。

今回追加になりますのは、ページ中段の2、公共的施設の整備を必要とする事情の④町道神浦外浜奥条線改良事業でございます。住民の安心、あるいは安全の確保のため、老朽化の進む町道改修を行うため、神浦地区の町道改良工事を令和2年度から2カ年で実施するものでございます。48ページをご覧いただきたいんですけども、表の一番下に記載しておりますとおり、事業費は2カ年で9,500万円を予定しており、その事業費に対して辺地対策事業債を活用するものでございます。

次に、ページを2枚めくっていただきまして、51ページの苗羽辺地でございます。

今回の計画変更は、52ページのほうになりますが、3、公共的施設の整備計画の表の真ん中になります橋梁長寿命化事業の事業費の増額でございます。本事業につきましては、先ほども西村辺地で申し上げましたが、令和元年度から令和3年度までの3年間を予定しております。西村、苗羽、安田、草壁の8橋、8つの橋を合わせて一括計上をいたしております。全体事業費8,545万1千円のうち、令和元年度は6,287万円、令和2年度は927万2千円、令和3年度は1,330万9千円を予定しております。全体事業費に対しまして約66%、こちらが国庫補助金となりまして、特定財源として5,627万7千円を受け入れ、残りの一般財源2,917万4千円に対し2,910万円の辺地対策事業債を活用するものでございます。なお、苗羽辺地、本辺地では令和元年度に馬木川1号橋4,037万円を予定し、令和3年度に中筋川5号橋256万6千円を計画いたしております。

続きまして、ページを1枚めくっていただき、54ページの安田辺地の計画変更でございます。

こちら54ページの表を見ていただきたいんですけども、苗羽辺地と同じでして、橋

梁長寿命化事業でございます。安田辺地でございますけれども、令和元年度実施予定の第6安田大川橋が490万円、令和3年度実施予定の諸口川4号橋、こちらは271万1千円が事業の対象ということになっております。

続きまして、2枚ページをめくっていただきまして、最後でございます、57ページの草壁辺地でございます。

こちらの草壁辺地につきましても、先ほどからの橋梁長寿命化事業でございますけれども、草壁辺地では令和2年度実施予定の旧片城橋が236万8千円、令和3年度が本堂川2号橋、こちらのほうが803万2千円を計画いたしております。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の策定及び変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は13時、午後1時とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時57分

○議長（谷 康男君） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第14号 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（谷 康男君） 日程第19、議案第14号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第14号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は、2億8,990万3千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費マイナス432万5千円、民生費マイナス462万3千円、衛生費3億99万1千円、農林水産業費18万8千円、商工費92万円、土木費911万7千円、教育費マイナス1,236万5千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案集の58ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,990万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億8,748万2千円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更でございます。

61ページをお願いいたします。

まず、上段の一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、当初の見込みを上回る過疎対策事業債の配分が得られたため、限度額を6,340万円増の9億8,060万円に変更するものでございます。

下段の道路橋梁等長寿命化事業につきましては、事業費精算により過疎対策事業債が470万円の減、辺地対策事業債が210万円の増、差し引き260万円の減となる見込みとなりましたので、限度額を2,560万円に減額変更をするものでございます。

それでは、補正予算の内容でございます。

今回の補正は、給与改定や職員手当等の実績見込みなどによります人件費の補正がほとんどでございます。給与改定につきましては、初任者や若年層の職員給料が月額200円から2千円の引き上げ、期末勤勉手当のうち勤勉手当が0.05カ月分の引き上げとなっております。人件費の補正額は、給料が育休人数等の変動等によりまして744万5千円の減、職員手当等が3万3千円の減、共済費が標準報酬制の導入や時間外勤務手当の実績見込み等によりまして501万5千円の減、退職手当組合負担金等が170万円の減、臨時嘱託職員の賃金が710万円の減、臨時嘱託職員の社会保険料等が71万5千円の減となっております。給与改定自体は増額改定となっておりますが、精算見込みによりまして、人件費全

体では2,200万8千円の減額計上となったところでございます。

それでは、補正予算説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

15款国庫支出金、2項3目2節環境衛生費補助金2億3,851万9千円の増につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る循環型社会形成推進交付金が令和3年度事業分まで一括交付となったため、大幅な増額計上となったものでございます。なお、これにつきましては、既に予算計上済みの額も含めた交付額全体と今年度の事業の進捗や過疎対策事業債の配分等を踏まえながら、令和2年度、令和3年度の予算に計上する事業費に充当すべき金額を一旦ふるさとづくり基金に積み立てることといたしております。

同じく6目1節道路橋梁費補助金670万4千円の増につきましては、国の補正予算によりまして、橋梁長寿命化事業に係る社会資本整備総合交付金の追加内示がございましたので、これを受け入れるものでございます。

19款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金1,680万円の減につきましては、今回の補正による財源調整の結果、減額計上となったものでございます。

次に、21款諸収入、5項1目3節雑入の68万円でございます。こちらは、給与改定等によりまして、香川県広域水道企業団派遣職員の人件費増加分が同企業団から納付されるものでございます。

歳入の最後になりますが、22款町債の補正につきましては、第2表地方債補正でご説明したとおり、一般廃棄物処理施設整備事業債を6,340万円の増、道路橋梁等長寿命化事業債を260万円の減としたものでございます。

引き続き、歳出についてご説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の歳出につきましては、冒頭申し上げたとおり、正職員、臨時嘱託職員に係る人件費の補正がほとんどでございます。人件費の補正概要につきましては、先ほどご説明したとおりでございますので、以下人件費の補正については説明を省略させていただきます。6ページから9ページまでは、全て人件費の補正でございますので、割愛させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

ページの中段でございますが、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の3億152万4千円の増でございます。4節共済費と7節賃金は人件費の補正、13節委託料以下につきましては、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る補正となっております。



まず、13節委託料の2,500万円の減、こちらにつきましては、設計監理委託料の実績見込みによる減でございます。

15節工事請負費3,500万円の増につきましては、今年度の過疎対策事業債の配分が増額となったため、令和2年度に予定しておりました事業の一部を前倒し計上するなど、年度間調整を行ったものでございます。

25節積立金につきましては、歳入でもご説明したとおり、国の交付金が今年度から令和3年度までの事業に対して一括交付されるため、今年度の充当額を除いた2億9,222万4千円を令和2年度、令和3年度の事業実施の財源に充てるため、一旦ふるさとづくり基金に積み立てを行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、12ページの一番下、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費の938万7千円の増でございますが、さらに1ページめくっていただきまして、ページの上側になります7節賃金は人件費の補正、13節委託料368万7千円及び15節工事請負費600万円の増につきましては、国の補正予算に伴う社会資本整備総合交付金の追加内示に合わせて橋梁長寿命化事業の事業費を増額計上したものでございます。これ以下につきましては、全て人件費の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、議案第14号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和元年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第15号 令和2年度小豆島町一般会計予算

日程第21 議案第16号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第22 議案第17号 令和2年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第23 議案第18号 令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第24 議案第19号 令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第25 議案第20号 令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第26 議案第21号 令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算

○議長（谷 康男君） 次、日程第20、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算から日程第26、議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、別冊の令和2年度一般会計特別会計予算書及び説明書並びに介護保険施設事業会計予算書の最初に添付しております。新年度一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は96億5,800万円となっております。予算の内容につきましては、担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、議案第16号から議案第20号まで提案しております特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計19億8,787万8千円、後期高齢者医療事業特別会計3億1,249万9千円、介護保険事業特別会計21億993万7千円、介護サービス事業特別会計7,059万1千円、介護予防支援事業特別会計593万4千円となっており、議案第21号で提案しています介護保険施設事業会計予算のうち、収益的収支につきましては事業収益4億6,360万1千円、事業費用4億6,842万5千円となっております。各特別会計予算及び介護保険施設事業会計予算につきましても、それぞれ担当課長及び担当事務長から順次説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第20、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算につきましてご説明させていただきます。

別冊の令和2年度当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億5,800万円と定めるものでございます。対前年度9,600万円、率にして1.0%の減でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございまして、事項、期間及び限度額を6ページ上段の第2表債務負担行為のとおり定めるものでございます。こちらは、住民基本台帳法の改

正によりまして、住民票除票及び戸籍除附票の保存期間が5年から150年に延長されたことに伴いまして、現在紙ベースで保存されております平成改製原附票のデータ化を令和2年度と令和3年度の2カ年の事業として行うものでございます。

お戻りいただきまして、第3条でございます。第3条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページ、7ページの第3表地方債のとおり定めるものでございます。なお、借入限度額の合計は10億5,890万円、対前年度2億1,540万円、16.9%の減でございます。

お戻りいただきまして、一時借入金の規定でございます。第4条でございます。一時借入金の借り入れの最高額を例年と同額の5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができることといたしております。こちらも例年と同様でございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げますが、一般会計当初予算につきましては連合審査会において詳しくご審議がなされることと思っておりますので、本日は予算書にあわせて配付しております資料によりまして対前年度増減及びその主な理由についてご説明をさせていただきます。

附属の資料2、2ページでございます。

令和2年度一般会計歳入予算総括表でございます。

まず、1款町税は14億9,720万5千円、対前年度432万4千円、0.3%の減でございます。減の要因でございますが、軽自動車税が新規検査年月から13年を経過した重課車両の増や、令和元年度10月の消費増税に合わせて導入されました環境性能割課税が令和2年度は通年分となることから612万2千円の増、入湯税が利用客見込み数の増によりまして103万4千円の増となった一方、令和2年11月から法人税割の税率改正の影響などによりまして、町民税が211万4千円の減、たばこ販売本数の減によりまして、町たばこ税が1,016万9千円の減となったことが主な要因でございます。

2款地方譲与税6,997万8千円、3款利子割交付金201万2千円、4款配当割交付金790万円、5款株式等譲渡所得割交付金710万円までは、多少の増減はございますけれども、今年度の実績見込み額等を勘案して計上したところでございます。

6款法人事業税交付金は、新たに款を設けたものでございまして、680万円の皆増でございます。こちらは、制度改正に伴う町民税、法人税割の減収を補填するために新たに交付されるものでございます。

7 款地方消費税交付金は2億9千万円、対前年度920万円、3.3%の増でございます。ご存じのとおり、昨年10月から消費税が8%から10%になりまして、このうち地方消費税は1.7%から2.2%になったところでございます。また、酒類や外食を除く飲食料品や週2回以上発行される新聞は軽減税率が適用されております。また、前回、平成26年4月の消費増税分と合わせた増税分につきましては、人口案分で市町村に交付されまして、年金、医療、介護、子育てを含む社会保障経費に充てられることとなっております。前年度は、10月からの増税でございましたので、市町村へ交付されるタイムラグを考慮して、増税分の四半期分のみを見込んでおったところでございます。来年度は、通年分を見込んだところでございますが、今年度の実績が予想より伸びてないと、こういったことで小幅な増額を見込んだところでございます。

8 款ゴルフ場利用税交付金は300万1千円、対前年度26万2千円、8.0%の減でございますが、今年度の実績見込みによる減でございます。

9 款環境性能割交付金は1,099万3千円、対前年度574万1千円、109.3%の増でございます。これにつきましては、昨年10月の消費増税に伴い廃止となった自動車取得税のかわりに創設された環境性能割のうち軽自動車を除きます登録車、都道府県税分の47%が市町村に配分されるものでございます。今年度の半年分から来年度は通年分の交付となること、また本年10月から環境性能割の税率軽減措置がなくなることから、対前年度2倍強の計上となっております。

次に、10款地方特例交付金は649万2千円、対前年度80万2千円、14.1%の増でございます。住宅ローン控除により町民税の減収補填分及び環境性能割の税率軽減措置による税収補填分がそれぞれ微増となったものでございます。

11款地方交付税は37億3千万円、対前年度2千万円、0.5%の増といたしております。こちらは、普通交付税で1千万円、特別交付税で1千万円、それぞれ増を見込んでおりまして、地方財政計画における交付税が出口ベースで2.5%の伸びになっております一方、普通交付税の合併算定特例が漸減しておりまして、来年度が最終年度となることなどを勘案して計上したものでございます。

12款交通安全対策特別交付金150万円につきましては、今年度の実績に応じて対前年度10万円、6.3%の減としております。

13款分担金及び負担金は4,255万円、対前年度957万1千円、18.4%の減でございます。こちらは、分担金が中山間地域総合整備事業及び県営ため池耐震化整備事業の受益者負担分を合わせまして172万3千円の増となった一方、旧内海庁舎の解体撤去に合わせた旧消

防内海分署の解体撤去事業の終了に伴いまして、小豆地区広域行政事務組合からの負担金が皆減となったことなどによりまして、負担金が1,129万4千円の減となったことによるものでございます。

14款使用料及び手数料は1億9,831万5千円、対前年度824万8千円、4.0%の減でございます。こちらは、指定ごみ袋の販売枚数の変動による販売手数料の増及び浄化槽汚泥の処理量の増加に伴う処理手数料の増などにより、手数料が253万1千円の増となった一方、昨年10月の消費増税にあわせて実施されました幼児教育の無償化の影響が来年度から通年分となることによる幼・保の使用料の減、また瀬戸内国際芸術祭2019の終了に伴う町営バスの運賃収入の減などから、使用料が1,077万9千円の減となったことが主な要因でございます。

15款国庫支出金は7億8,380万3千円、対前年度2億1,862万4千円、21.8%の減でございます。こちらは、投資的事業に係る国庫補助金の減が主な要因でございます。金額の大きなものとしたしましては、竹生漁港防波堤新設事業や坂手港浮き桟橋改良事業に係る地方創生港整備交付金が1億3,800万円の増となった一方、一般廃棄物最終処分場整備事業等に係る循環型社会形成推進交付金が3億3,271万9千円の減、都市下水路整備や道路橋梁整備、老朽危険空き家除却などの多岐にわたります事業に係る社会資本整備総合交付金が7,471万5千円の減、また消費増税に伴う低所得者子育て世帯対策でありますプレミアム商品券事業の終了に伴う2,525万3千円の減などが主なものとなっております。

16款県支出金は6億7,924万3千円、対前年度1億2,812万8千円、23.2%の増でございます。増の要因でございますが、県負担金では国保や後期高齢者医療保険の基盤安定負担金、自立支援給付費負担金、低所得者介護保険料軽減負担金、幼児教育無償化に伴う給付費負担金がそれぞれ増となったため、県負担金全体で1,752万2千円の増、県補助金では小豆島病院及びリベラルサンシャインの施設整備に対する地域密着型サービス等整備事業費補助金が8,299万5千円の増、竹生漁港防波堤新設事業に対する地方創生港整備交付金が1,200万円の皆増となったほか、オリーブ生産拡大加速化事業費補助金、園芸産地活性化基盤整備事業費補助金などが事業量の変動により増となったため、県補助金全体で1億3,222万9千円の増でございます。一方、委託金は、5年ごとの国勢調査の委託金が増となったことに伴い、統計調査費委託金が674万6千円の増となったものの、今年度は県議会議員選挙、参議院議員選挙が執行されましたが、来年度は国政、県政選挙の予定がございませんので、選挙費委託金が2,850万円の減となったため、委託料全体で2,162万3千円の減となっております。

17款財産収入は3,682万円、対前年度6,789万5千円、64.8%の大幅な減でございます。こちらは、財産売払収入におきまして、昨年10月の消費増税に伴うプレミアム商品券事業の終了に伴いまして、プレミアム商品券の売払収入6,900万円が皆減となったことが主な要因でございます。

18款寄付金は1億6,071万1千円で、対前年度5千万円、45.2%の増でございます。こちらは、今年度の実績見込みを勘案いたしまして、ふるさと納税寄付金を5千万円増の1億6千万円としたことによるものでございます。

19款繰入金は6億3,998万7千円、対前年度1億4,532万5千円、29.4%の増でございます。これは、財政調整基金繰入金を前年度比3,849万7千円減の1億5,212万8千円、空調設備改修事業の終了により、サンオリーブ大規模修繕等準備基金繰入金を1,889万8千円の皆減、広域水道企業団の小豆島事務所となります池田保健センターの改修事業終了により、水道基金繰入金を3,524万4千円の皆減、瀬戸内国際芸術祭2019の終了などによりまして、地域振興基金繰入金を2,769万8千円の減とした一方、ふるさと納税寄付金や、今年度に一括交付された一般廃棄物最終処分場整備事業に対する国庫補助金の来年度以降充当分を積み立てたふるさとづくり基金から来年度事業の財源として繰り入れたため、ふるさとづくり基金繰入金が2億5,582万円増の3億1,847万5千円となったことが主な要因でございます。

20款繰越金は3千万円で、こちらは前年度と同額計上でございます。

21款諸収入は3億9,469万円、対前年度6,903万8千円、21.2%の増でございます。こちらは、奨学資金貸付金の返還者数の増及びせとうち備讃諸島日本遺産推進協議会貸付金の返還金計上に伴いまして、貸付金元利収入が2,043万6千円の増、広域水道企業団の水道管布設替えに伴う路面復旧受託事業の単価改定によりまして、受託事業収入が2,500万円の増、小豆島中央病院企業団や広域水道企業団への派遣職員数の増に伴う人件費負担金の増などにより、雑入も2,319万5千円の増となったことが主な要因でございます。

22款町債は10億5,890万円、対前年度2億1,540万円、16.9%の減でございます。こちらは、毎年各種事業における事業費及びそれに対する不特定財源等の変動によりまして町債発行額が変動いたしておりますが、一般廃棄物最終処分場整備事業に係る町債が対前年度3億2,370万円の減となったことが主な要因でございます。町債種別ごとの借入額は、過疎対策事業債が7億8,020万円、辺地対策事業債が7,240万円、合併特例債が1億7,750万円、緊急防災・減災事業債が2,880万円となっておりまして、いずれも元利償還金の70%ないし80%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債の活用となって

おります。なお、合併市町村への財政支援として2町合併以来活用してまいりました合併特例債につきましては、令和3年度以降の発行可能額が建設事業分で2億7,820万円、基金造成分で1,130万円、こちらが残ることになっております。

引き続き、歳出についてご説明をいたします。

少し飛びますが、別冊資料の13ページ、資料4をお願いいたします。

令和2年度一般会計歳出性質別分類表でございます。

まず、1行目の人件費でございます。

予算額は19億4,474万円、対前年度3億3,939万9千円、21.1%の大幅な増でございます。こちらは、正規職員数が対前年度6名の減となり、正規職員の給料、手当、共済費が5,166万9千円の減、退職手当組合負担金が1,482万7千円の減となった一方、これまで物件費や扶助費に計上されておりました臨時嘱託職員等の人件費4億1,578万6千円が令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、人件費に分類することとなったことが主な要因でございます。

次に、上から2行目の物件費でございます。

予算額は10億9,150万3千円、対前年度3億2,801万4千円、23.1%の減でございます。こちらは、新たに旧サイクリングターミナル、吉田斎場、福田教育集会所の3つの施設の解体撤去費9,175万8千円を計上した一方、先ほど申し上げたとおり、これまで物件費に計上されておりました臨時嘱託職員の人件費が、会計年度任用職員制度の導入によりまして人件費に計上されたことが主な要因となっております。

次に、3行目の維持補修費でございます。

予算額は7,109万3千円で、対前年度2,318万9千円、48.4%の増でございます。こちらは、組織再編や西館発電機の老朽化に伴う修繕、防火シャッターの設置など、庁舎関係の維持補修費が790万6千円の増、ポンプ場沈砂池のしゅんせつなど都市下水路関係の維持補修費が800万円の増、また内海総合公園グラウンドの黒土整備に220万円を計上したことなどが主な要因でございます。

次に、上から4行目から7行目の普通建設事業費でございます。

まず、補助事業の予算額は12億2,296万6千円、対前年度1億6,122万円、11.6%の減となっております。こちらは、竹生漁港防波堤新設事業に1億5千万円、イマージュセンター2階多目的ホールの天井改修等に5,775万円を計上した一方、一般廃棄物最終処分場整備事業が事業の進捗や年度間調整によりまして、対前年度2億5,792万2千円の減、都市下水路整備事業が事業量の変動により1億1,511万9千円の減となったことが主な要因でござ

ざいます。

次に、単独事業の予算額は4億552万7千円、対前年度1億7,608万円、30.3%の減でございませう。これは、広域水道企業団から路面復旧受託事業の増加や単独道路改良の進捗を図るため、道路事業を6,583万9千円の増額計上とした一方、補助事業と同様に一般廃棄物最終処分場整備事業が1億6,072万9千円の減、また保健センターや片城倉庫の整備が完了したことから、庁舎再編整備事業が6,703万7千円の減となったことなどが主な要因でございませう。

県営事業の予算額は7,796万9千円、対前年度2,456万9千円、46.0%の増でございませう。こちらは、事業量の増によりまして、県営道路改良事業で1,473万6千円、県営ため池耐震化事業で357万5千円、県営中山間地域総合整備事業で391万円、また新たに着手いたします木庄地区の県営急傾斜地崩壊対策事業で150万円、それぞれ県営事業負担金が増となったものでございませう。以上のことから、普通建設事業全体の予算額は17億646万2千円、対前年度3億1,273万1千円、15.5%の減でございませう。

次の災害復旧費につきましては、前年度同額の308万7千円を計上いたしてございませう。

次に、扶助費でございませうが、予算額は8億8,453万4千円、対前年度1,697万3千円、1.9%の減でございませう。こちらは、障害者自立支援給付費が1,515万2千円の増、重度心身障害者医療給付費が424万2千円の増となった一方で、これまで扶助費に計上されておりました保育所の臨時職員等の人件費3,335万9千円が、会計年度任用職員制度の導入により、人件費に計上されたことが主な要因でございませう。

次に、補助費等でございませう。

予算額は15億1,444万7千円、対前年度6,952万6千円、4.8%の増でございませう。こちらは、消費増税に伴うプレミアム商品券事業の終了によりまして8,625万円の減となった一方、小豆島病院及びリベラルサンシャインの施設改修に対する地域密着型サービス等整備事業費補助金が8,299万5千円の増、広域の中間処理施設の整備に向けた測量や基本設計、環境アセスの実施などによりまして、小豆地区広域行政事務組合負担金が3,747万9千円の増、補助の対象を売買物件にも拡大したことによりまして、空き家改修費補助金が1,320万円の増、ブランディングの専門家を招聘して小豆島ブランドを推進するため、小豆島ブランド推進委員会負担金が1,300万円の増となったことなどが主な要因でございませう。

次に、貸付金でございませう。

予算額は2億439万1千円、対前年度5,499万1千円、21.2%の減でございませう。こちら



は、経営改善の取り組みと並行いたしまして町からの貸付金を減額しておりますことから、小豆島中央病院企業団貸付金が4,607万1千円の減、貸付見込み者数の変動によりまして、保健医療福祉関係職修学資金貸付金が324万円の減、高校、大学等育英事業貸付金が1,368万円の減となったことなどが主な要因でございます。

次に、1行飛びまして、積立金でございます。

予算額は9,175万2千円、対前年度2,611万6千円、39.8%の増でございます。これは、ふるさと納税寄付金の見込み額の増加に伴いまして、ふるさとづくり基金積立金が2,549万6千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、公債費でございます。

予算額は13億2,923万7千円、対前年度1億2,889万2千円、10.7%の増でございます。こちらは、引き続き低金利の恩恵により、利子償還額が1,323万6千円の減となった一方、小豆島中央病院の機器整備や庁舎本館等の整備に係る元金償還が始まることにより、元金償還額が1億4,212万8千円の増となったことによるものでございます。

次に、繰出金でございます。

予算額は8億675万4千円、対前年度2,958万7千円、3.8%の増でございます。こちらは、国保の広域化に伴う激変緩和のための国保税軽減措置が令和元年度で終了したことなどによりまして、国保会計への繰出金が1,146万7千円の減となった一方、給付費等の増加見込みによりまして、介護保険事業会計への繰出金が1,796万4千円、後期高齢者会計への繰出金が639万8千円、後期高齢者医療広域連合負担金が1,669万2千円、それぞれ増となったことによるものでございます。

歳出の最後でございますが、予備費については、昨年度同額の1千万円を計上いたしております。

なお、下段に義務的経費、投資的経費、その他の経費の3区分による予算額を記載しておりますが、簡単に申しますと、義務的経費、人件費、扶助費、公債費ですが、こちらが大幅な増となっておりますのは、会計年度任用職員制度の導入により臨時嘱託職員の賃金、社会保険料等が物件費から人件費に移動したこと及び病院、庁舎等の整備に伴う地方債の元金償還による公債費の増が主な要因でございます。

投資的経費の件につきましては、主に一般廃棄物最終処分場の当初予算計上額の変動によるものでございます。

その他の経費の減は、義務的経費の逆に、会計年度任用職員制度の導入によりまして、前年度まで物件費に区分されておりました臨時嘱託職員の賃金、社会保険料等が人件費に

移動したことが主な減の要因でございます。以上、簡単ではございますが、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和2年度小豆島町一般会計予算は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第21、議案第16号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第16号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の8ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,787万8千円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

180ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税でございます。平成30年度から2年間、公費により保険税の上昇を緩和しておりましたが、令和2年度はこの措置が廃止されることから、保険税は前年度より1,509万5千円増の3億281万4千円を計上しております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料として前年度と同額の10万円を計上しております。

3款国庫支出金につきましては、国保のオンライン資格確認に伴うシステム改修に対す

る補助金として220万円を計上しております。

182ページをお願いします。

4款1項県負担金につきましては、特定健康診査等負担金507万7千円を計上しております。

2項の県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、保険給付に必要な額として14億5,389万9千円を、2節の特別交付金は保健事業の推進、重症化予防のほか町の特種要因に対し交付されるもので、4,739万2千円を計上しております。

5款財産収入につきましては、財政調整基金の利子として10万円を計上しております。

6款の繰入金でございます。

1項1目の一般会計繰入金は、1億7,402万4千円を計上しており、保険税軽減のための収入不足繰入金が不要となったことから、前年度から1,156万5千円の減となっております。1節の保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金までは、法定繰入れとなっております。

2項の1目の財政調整基金繰入金は、県に納める国民健康保険事業費納付金の増による保険料不足分として139万2千円を計上しております。

7款繰越金、8款諸収入は、例年どおりで変わりはありません。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

186ページをお願いします。

1款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、国保運営協議会費等で1,308万8千円を計上しており、前年度と比べ158万2千円の増となっております。

次に、2款保険給付費でございます。1人当たりの医療費は、年々増加傾向にあるものの、被保険者数は減少が見込まれることから、保険給付費は前年度から641万3千円減の14億6,376万4千円を見込んでおります。

続きまして、190ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金は、保険給付の減に伴い、前年度と比べ1,093万9千円減の4億4,343万7千円を計上しております。県が示す納付金の額を1項医療給付費分として計上しており、2項の後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分に分けて納付するものでございます。

4款の保健事業費は、5,861万7千円を計上し、医療費適正化事業、健康づくり事業、特定健康診査を実施することとしております。

194ページをお願いします。

5 款基金積立金は、財政調整基金積立金の利息分でございます、10万円。

6 款の公債費につきましては、前年度と同額としております。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金につきましては、被保険者数の減や過去の実績をもとに減額としております。

2 項延滞金につきましては、前年度と同額としております。

次のページ、196ページをお願いいたします。

3 項 1 目直営診療施設勘定繰出金の491万 7 千円につきましては、小豆島中央病院で実施しております健康管理事業分を計上しております。

8 款予備費は、昨年度と同額の300万円を計上しております。以上、歳出合計は、前年度に比べ506万 5 千円減の19億8,787万 8 千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号令和 2 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第22、議案第17号令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第17号令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の11ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億1,249万 9 千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書により説明させていただきます。

204ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、保険料の改定及び低所得者の軽減の縮小により、前年度と比べて1,359万 6 千円増の 2 億2,565万 2 千円を計上しております。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料として前年度と同額を計上しております。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合の事務経費として共通経費繰入金 1,214 万 1 千円、徴収費などの町の事務経費として総務費繰入金 572 万 1 千円を計上しております。

2 目保険基盤繰入金は、県の補助を受け低所得者の保険料を軽減するもので、6,843 万 4 千円を計上しております。

4 款繰越金は名目計上です。

5 款諸収入は、前年度と同額としております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

206 ページをお願いします。

1 款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費でございます。

1 項 1 目一般管理費は、後期高齢者医療システムサーバーの OS、ウィンドウズ 7 から 10 へのバージョンアップ等に係る費用及び更新後のシステム利用料など、267 万 1 千円を計上しております。

2 項 1 目徴収費は、前年度に比べ 31 万 7 千円増の 300 万 1 千円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、3 億 662 万 7 千円を計上しております。これは、保険料と共通経費、保険基盤安定繰入金を合わせたもので、前年度より 1,960 万 7 千円の増となっております。

3 款諸支出金、208 ページになりますが、4 款の予備費は、昨年度と同額としております。以上、歳出合計は、前年度と比べ 1,999 万 4 千円増の 3 億 1,249 万 9 千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号令和 2 年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第 23、議案第 18 号令和 2 年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を

求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第18号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について説明をいたします。

当初予算書の14ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額の規定でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億993万7千円と定めようとするものでございます。

第2条は、保険給付の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内で予算の流用をすることができるとする規定でございます。

予算の内容につきまして、予算説明書で説明をいたします。

予算説明書213、14ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

第1款保険料につきまして、第1号被保険者に係る保険料でございます。月額基準額は5,760円とし、9段階の設定をいたしております。本日の第10号議案で議決をいただきました保険料負担の軽減と被保険者数の減、保険料収入は前年度から824万8千円減の3億8,768万2千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の4万1千円を見込んでいます。

3款国庫支出金は、全体で5億4,464万8千円、前年度から1,730万6千円の増となっております。

4款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同様、介護給付費と地域支援事業費ともに増加し、5億4,736万5千円、前年度と比べまして1,779万7千円の増となっております。

次のページ、215、16をお願いします。

5款県支出金につきましても、国庫支出金と同様に、介護給付費の増加により合計で3億752万7千円、前年度から947万6千円の増となっております。

6款財産収入につきましては、介護給付費準備基金の利子10万5千円を見込んでおります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、1目介護給付費繰入金から3目地域支援事業繰入金につきましては、国庫支出金など同様に計上をいたしております。

4目低所得者保険料軽減繰入金2,081万5千円は、低所得者の介護保険料を軽減するための繰入金でございます。国費、県費を一旦一般会計で受け入れ、町負担と合わせて介護保険事業特別会計に繰り入れるものでございます。令和2年度について保険料のところで

もご説明しましたが、第1段階から第3段階の方の保険料を通年で軽減するため、前年度から848万6千円の増となっております。

5目その他一般会計繰入金3,571万6千円は、事務費等の繰入金で、第8期介護保険事業計画策定委託料などの増により、前年度と比較しまして125万6千円の増でございます。

8款繰入金と9款諸収入、延滞金、加算金及び過料につきましては、名目予算を計上しています。

217、18ページをお願いします。

2項3目の雑入516万2千円につきましては、配食サービスなどの利用者負担金でございます。それぞれの実績につき算定をしたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

219、20ページをお願いします。

1款総務費は、3,690万1千円を見込んでおり、前年度より126万3千円の増となっております。

次のページ221、222をお願いします。

2款介護給付費になります。予算額は19億7,435万円で、前年度と比べ6,400万円の増となっております。居宅サービス、施設サービスの利用者の増を見込んだものでございます。

2ページ飛びます。225、26をお願いします。

3款の地域支援事業費になります。地域支援事業費は、介護予防や健康づくりなど、事業費と地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。972万円で、前年度より165万4千円の増額を見込んでおります。

また2ページ飛びます。229、230をお願いします。

4款の基金積立金につきましては、77万5千円を介護給付費準備基金として積み立てるものでございます。

5款県支出金は過誤納還付金として20万1千円を、6款予備費につきましては、前年度同様、50万円を計上しております。以上、歳入歳出とも対前年度5,417万2千円増の21億993万7千円としております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和2年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第24、議案第19号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護サービス課長。

○介護サービス課長（立花英雄君） 議案第19号令和2年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書の17ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出の予算の規定でございます。総額をそれぞれ7,059万1千円と定めるものでございます。

内容につきましては、予算説明書より説明をさせていただきます。

239ページをお願いします。

介護サービス特別会計は、居宅介護支援事業、訪問介護事業の2つの事業に係る会計となっております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護支援サービス費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成に係る収入でございます。利用者の増加が見込まれることから対前年比43万5千円増の3,978万1千円を見込んでおります。

2目の訪問介護サービス費収入は、要介護認定者の訪問介護のサービス収入でございます。民間事業者のサービスの利用、施設入所などにより利用者の分散が見られることから、前年度117万9千円減の1,530万2千円を見込んでおります。

2項の介護予防・日常生活支援総合事業費収入は、要支援認定者に対する町が実施する訪問型のサービスに係る収入でございます。

3項自己負担金収入は、訪問介護に係る利用者の自己負担金で、153万1千円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料は、要介護者認定に係る手数料で、名目の1千円を計上しております。

3款財産収入は、財政調整基金の利子でございます。



4 款寄付金は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金は、特別地域加算算定に伴う利用者の負担の軽減制度に対する介護保険事業特別会計から繰入金4万5千円を計上いたしております。

241ページをお願いします。

2 項の基金繰入金は、収入不足額770万円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款繰越金は、前年度の繰越金として千円を計上しております。

7 款諸収入、1 項収益事業収入は、障害者居宅介護事業に係る収入で、利用者の増加が見込まれることから、対前年比157万3千円増の448万7千円を見込んでおります。

2 項雑入は、2つの事業で2千円を計上いたしております。

1 枚めくっていただきます。

歳出の説明になります。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費は、要介護認定者へのケアプラン作成に係る経費でございます。1 節報酬から5 節、18 節は職員5名と会計年度任用職員2名の人件費でございます。8 節旅費から13 節、26 節までは、事務費と電算システム、訪問車両に係る費用となっております。対前年度比286万7千円増の4,390万8千円を計上いたしております。

2 項訪問介護サービス事業費でございます。1 節報酬から次のページの5 節会計年度任用職員ヘルパー6名、登録ヘルパーの人件費でございます。8 節旅費から26 節公課費までは、事務費と電算サービス、車両に係る費用となっております。前年度比約326万2千円減の2,665万9千円を計上いたしております。

2 款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。歳入歳出合計は、対前年度比38万9千円の減の7,059万1千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和2年度小豆島町介

護サービス事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第25、議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（立花英雄君） 議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書20ページをお願いします。

第1条、歳入歳出の予算の総額を593万4千円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明します。

予算説明書253、254ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、1カ月110件程度の利用を見込んで、579万6千円を計上しております。前年度と同額を見込んでおります。

2款寄付金、3款繰入金、5款諸収入は、名目予算でございます。

1つ戻りまして、4款繰越金は、前年度の繰越金13万5千円でございます。

予算書255、256をお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目介護予防支援事業費になります。1節報酬ですが、会計年度任用職員1名分3カ月の報酬57万4千円、2節から19節までは職員0.5人分の人件費でございます。10節需用費から13節使用料及び賃借料、26節は事務費と公用車及び電算システムの維持管理費となります。以上、歳入歳出ともに593万4千円で、昨年度より13万4千円の増となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号令和2年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

次、日程第26、議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊令和2年度介護保険施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

厚生労働省より会計の処理等について新たな準則が示されたことに伴い、事業の効率的、弾力的な運営を図るため、介護保険施設事業会計規程の一部を改正しましたので、所要の見直しを行っております。

第2条では、業務の予定量を定めております。

1、利用定員は、介護老人保健施設入所、短期入所が28人、通所が25人、介護老人福祉施設入所が60人、短期入所が4人でございます。2、年間の利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が9,607人、通所が5,468人、介護老人福祉施設入所が2万1,243人、短期入所が1,168人を予定しております。3、1日平均利用者数は、介護老人保健施設入所、短期入所が26.3人、通所が22.5人、介護老人福祉施設入所が58.2人、短期入所が3.2人を予定しております。4、主要な建設改良費は、設備整備費500万円を計上いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

科目の変更を行います。収入の部、第1款介護保険施設事業収益は4億6,360万1千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業収益は4億2,878万9千円、第2項施設運営事業外収益は3,481万1千円を予定しております。第3項特別利益は名目1千円を計上いたしております。

次に、支出の部ですが、第1款介護保険施設事業費用は4億6,842万5千円を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は4億6,712万4千円、第2項施設運営事業外費用は30万円、第3項特別損失は1千円、第4項予備費は100万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款資本的収入は3千円で、負担金、補助金、固定資産売却代金、それぞれ名目1千円を計上いたしております。

支出の部、第1款資本的支出は建設改良費500万円を計上いたしております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額499万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたしております。

第5条は、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものでございます。

第6条は新たに追加いたします。予定支出の各項の経費の金額の流用を許すべき項目を定めるもので、その項目を事業費用と事業外費用の各項間と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1、職員給与費3億6,959万5千円と2、交際費30万円を定めるものでございます。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を450万円と定めるものでございます。以上で議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号令和2年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

令和2年3月31日をもって人権擁護委員の中山知子氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

また、諮問第2号につきましては、令和2年6月30日をもって人権擁護委員の八木さゆみ氏の任期が満了となりますが、引き続き同氏を推薦したいので、同様に議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 上程議案集の62ページをお開きください。

人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、町長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります中山知子氏につきましては、令和2年3月31日をもって1期3年の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてその職務に当たっていただきたく、委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

中山氏の略歴につきましては、63ページに記載しておりますとおり、交通安全母の会や福田地区婦人会会長を歴任されるなど、人格、見識とも高く、地域からの信頼も厚い方で、平成29年4月に人権擁護委員に就任して以来、人権相談、啓発活動など積極的に参加されております。このように、人権問題に熱意を持って活動されており、引き続き人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） これは意見ですから、参考でお聞きしたいと思います。

この人権擁護委員法の3項にそれぞれの団体の構成員の中からとかいうふうな文言があります。今回の中山さんは交通安全母の会か交通安全協会か、どちらかの団体の構成員でしようけど、この各構成員はどこの代表ですか。そのあたり参考にお聞きしたいと思うのと、もう一点が、人権擁護委員は定年といいますか、年齢は幾つになっても構わないのかどうか、2点お聞きしたいと思いますけど。

○議長（谷 康男君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 第1点のご質問なんですけども、そういう人権擁護に関する識見高き方ということが構成員の条件となりますので、各種団体とかいう特別な団体名ではございません。

あと、年齢制限の件なんですけども、新任の場合は60歳以下の方で、再任の場合は75歳未満の方となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第1号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

次、日程第28、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についての内容説明を求めます。  
人権対策課長。

○人権対策課長（山口総一郎君） 上程議案集の64ページをお開きください。

人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、町長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります八木さゆみ氏につきましては、令和2年6月30日をもって1期3年の任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員としてその職務に当たっていただきたく、委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

八木氏の略歴につきましては、65ページに記載しておりますとおり、子供の教育一筋に歩んでこられ、人格、見識とも高く、地域からの信頼も厚い方で、平成29年7月に人権擁護委員に就任して以来、人権相談、啓発活動など積極的に参加されております。このように、人権問題に熱意を持って活動されており、引き続き人権擁護委員の適任者であるとして推薦しようとするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

日程第29 請願第1号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願

○議長（谷 康男君） 次、日程第29、請願第1号日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願については、会議規則第91条第1項の規定の基づき、所管する常任委員会に付託することになっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託いたします。

本日、各委員会に付託しました議案等の審査報告は、3月18日の本会議にお願いいたします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は3月17日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時22分